

令和6年第2回筑紫野市農業委員会総会  
議事録

令和 6年 2月 7日  
筑紫野市役所 506会議室

1 開会日時及び場所 令和6年2月7日 午後3時00分  
筑紫野市役所（506会議室）

2 閉会日時 令和6年2月7日 午後4時15分

3 委員氏名

(1) 出席者

農業委員

石橋利晴、井上和俊、藤木正文、中山榮二、田川好明、高山スミ子、  
天本京子、萩尾博道、八尋雄二、神崎光成

農地利用最適化推進委員

山内公昭、萩尾利光、稗田康生、井上ユキエ、平山厚、藤田満弘、八尋洋一、  
澤田隆茂、大野正博、岡部清光

(2) 欠席者（または出席を要しない農地利用最適化推進委員）

砥綿浩行

4 議事に参与したもの

事務局長兼筑紫野市環境経済部農政課課長 安樂 鉄平

事務局農地担当係長 黒屋和孝

事務局兼筑紫野市環境経済部農政課主任 吉田 和矢

5 会議に付した事項

農地

報告第 45号 農地法第3条の3の規定による農地の権利移動（届出）について

報告第 46号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地の転用届出について

報告第 47号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地の転用届出について

議案第 44号 農地法第3条の規定による農地の権利移動（設定）について

議案第 45号 農地法第5条の規定による農地の転用許可申請について

議案第 46号 非農地証明願について

農政

議案第 29号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地の所有権移転について

議案第 30号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地の利用権設定について

議案第 31号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進  
計画（案）に関する意見照会について

## 令和6年第2回筑紫野市農業委員会定例会

○議長：皆さん、こんにちは。今日は欠席が1名と会計の砥綿さんが欠席でございますが、定足数に達しましたので、ただいまから始めていきたくと思いますので、よろしくお願いします。

それから、会費につきましては、今日お見えの方全員いただきましたので、ありがとうございました。

それでは、出席委員が筑紫野市農業委員会会議規則第6条に定められた定足数に達しておりますので、ただいまから令和6年第2回筑紫野市農業委員会定例会を開催いたします。

まず、議事録署名委員の指名を行います。砥綿委員になっていただく予定でしたがお休みですので、恐れ入りますが、署名委員に3番委員の井上委員さん、ひとつよろしく願いいたします。それから、8番委員の天本委員さん、よろしく願いいたします。

それでは、よろしく願いいたします。

それでは、本日の議事に従って審議をお願いいたします。よろしく願いいたします。お手元に配付しております資料、お持ちでない方はいらっしゃいますかね。

それでは、始めていきたくと思います。

農地法第3条の3第1項の規定による農地の権利移動届出に関する件を報告いたします。

報告第45号、議案書のとおり農地の権利移動届出が2件あります。事務局より説明をお願いいたします。

1ページをお開けください。

○事務局：読み上げて報告に代えさせていただきます。

番号1、届出者、筑紫野市□□、□□。届出地の表示、□□、外3筆。地目、地積に関しましては、田7,231平米、合計7,231平米でございます。届出の事由としましては相続。備考欄にもありますように、あっせん希望につきましては、なしとなっております。

続いて、番号2、届出者、筑紫野市□□、□□。すみません、訂正があります。友香子の「友」と書いているところが、ありなしの「有」、有田焼の「有」に訂正をお願いします。すみません、よろしくお願いします。

届出地の表示につきましては、□□、外8筆。地目、地積に関しましては、田1万2,027平米、畑が426平米、合計1万2,453平米となっております。届出の事由としましては相続。備考欄にありますように、あっせんの希望はなしとなっております。

以上で報告を終わらせていただきます。

○議長：ありがとうございます。

本件について質疑のある方、お願いいたします。

(なし)

○議長：ございませんようですので、以上で本件に関する報告を終わります。

2ページをお開けください。

農地法第4条第1項第8号の規定による農地の転用届出に関する件を報告いたします。

報告第46号、議案書のとおり農地の転用届出が2件あります。事務局より説明をお願いします。

○事務局：読み上げて報告に代えさせていただきます。

番号1、届出者、東京都江東区□□、□□。届出地の表示、□□。地目、地積に関しましては、田5.72平米、合計5.72平米でございます。届出内容は、転用目的が駐車場及び出入口。構造規模は、現況のまま使用。工事期間は施工済みとなっております。なお、受付月日は令和5年12月25日です。

続いて、番号2、届出者、筑紫野市□□、□□。届出地の表示、□□。地目、地積に関しましては、田406平米、合計406平米となっております。届出内容は、転用目的が自己住宅。構造規模は木造平屋建て。工事期間につきましては施工済みとなっております。なお、受付月日は令和6年1月15日です。

以上で報告を終わらせていただきます。

○議長：ありがとうございます。

それでは、本件について質疑のある方、お願いいたします。

(なし)

○議長：ございませんようですので、以上で本件に関する報告を終わります。

それでは、3ページをお願いいたします。

農地法第5条第1項第7号の規定による農地の転用届出に関する件を報告いたします。

報告第47号、議案書のとおり農地の転用届出が1件あります。事務局より説明をお願いいたします。

○事務局：同じく読み上げて報告に代えさせていただきます。

番号1、譲受人、東京都西東京市□□、□□、□□。譲渡人、筑紫野市□□、□□。届出地の表示、□□。地目、地積に関しましては、畑72平米、合計72平米でございます。届出内容は、転用目的が住宅建設。契約内容は売買。構造規模、木造二階建て。工事期間につきましては、令和6年5月1日から令和6年12月1日までとなっております。なお、受付月日は令和6年1月19日でございます。

以上で報告を終わります。

○議長：ありがとうございます。

それでは、本件について質疑のある方、お願いいたします。

(なし)

○議長：ございませんようですので、以上で本件に関する報告を終わります。

それでは、4ページをお開けください。

議案第44号、農地法第3条の規定による農地の権利移動に関する件を議題といたします。

1番、2番について関連がございますので、一括で審議を行います。

地区担当委員であります□□番委員、□□委員さん、よろしく説明方お願いいたします。

○委員：譲受人、住所、大野城市□□、□□。譲渡人、住所、千葉県浦安市□□、□□。申請地の表示、□□、外1筆。地積は、田4,036平米、合計4,036平米。

図は次のページ、5、6ページで位置を参照してください。

異動の理由は相手方要望。申請理由、要望。契約内容は売買です。

5番、6番で、これ字図が1筆にまとめてあります。6ページは、以前2筆あったんです。114-1と115-1、これを数年前に1筆にまとめられまして、これは1筆になっていますけども、実質はまだ二つです。字図に切込みしてありますので。1筆という表現がいいかどうかは分かりませんが、一応、2筆が合筆された分という具合に見てください。

それと、その次も私の地区ですけども、譲受人、住所、大野城市□□、同じく□□。譲渡人が、筑紫野市□□、□□。申請地の表示が、□□、これも同じく外4筆になっていますけど、後で字図を見ていただいたら分かると思うけど5筆です。地積は、田が2,759、畑が399、合計3,158平米。申請理由は相手方希望。契約内容は売買です。

この図面も、次の7、8、9、10、まだあったかな、11まで。これも今言いましたように、4筆が、数えたら分かると思うけど5筆になっておりますので、訂正をお願いします。

一応この方は、今現在は水利組合と農事組合長をしてあるんですけども、どうも健康上、農業はできないということで、これを機会にもう全部、田畑一緒にやめるということで私は耳にしましたけど、そういったことで今回上がっております。

水利の関係は、今度買取りする□□君が水利の事情はよく知っていますので、問題ないかと思えます。

以上です。

○議長：ありがとうございます。

事務局より補足がありましたらお願いします。

○事務局：今回の譲受人が大野城市の方でございます。ですので、一応、大野城市の農業委員会から耕作証明というのがついていまして、自作地として約9反、そして小作地、借りているところが11町6反ぐらい、今現在、耕作されているということで、証明がついておりましたので報告し

ます。

以上です。

○議長：ありがとうございます。

それでは、本件に対する質疑、意見のある方、お願いいたします。

はい、どうぞ。

○委員：こちらは、前に山家でも借りてされてある方ですね。

○議長：はい、そうです。

○委員：今、事務局が言われたのは全部利用権設定して、自分が持っている田んぼは区画整理して、□□は昔□□という、あの辺は高速とバイパスが区画整理したから、区画整理で田んぼがほとんどなくなっているんですよ。一部を事務所にして農業機械の置場にして、あと、4市1町、それと近郊の夜須町、遠方、合計して約10町分になっております。だから、自分の持分というのはほんの僅か、1反ないぐらい。

○委員：分かりました。

○議長：ほかにございませんか。

(なし)

○議長：それでは、採決を行いたいと思います。

本案を農地法第3条第2項の各号に該当しないとし、原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長：ありがとうございます。異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することといたします。

それでは、3番に移ります。

3番につきましては、地区担当委員であります□□委員さん、よろしく説明方お願いいたします。

○委員：3番の御説明をさせていただきます。譲受人、住所氏名、筑紫野市□□、□□さん。譲渡人、住所氏名、筑紫野市□□、□□、□□。それから、申請地の表示、□□。地積平米数は、畑170、合計170。異動内容は、申請理由、相手方要望。契約内容は売買。

位置図につきましては13ページをお開きください。□□から□□の通りと□□の□□からずっと川沿いを上っていきますと道の合流したところがありますけど、それから右手のほうに五、六十メートルほど入ったところに、カーブになったところの1区画になっております。

13ページをお開きください。ちょうどカーブになったところの□□という場所ですけど、現在、□□様が借りて家庭菜園を作っております。持ち主の方は老人ホームに入られて管理ができない

からということで、売買ということで申請がなされておりますので、御審議をお願いします。

○議長：よろしいですかね。

じゃあ、事務局より補足がありましたらお願いします。

○事務局：こちらの農地の売買に当たって、□□さんのほうから営農計画書がついております。29品目して、主に7品目を今作ってあるということでお話を聞いております。

以上です。

○議長：営農計画をつけて購入されるという形になっておりますので。

それでは、本件に対する質疑、意見のある方、お願いいたします。

それでは、よろしいですかね。どうぞ。

○委員：ということは、□□さんは現在農家じゃないということですよ。

○委員：□□さんのほうから畑を借りて、家庭菜園みたいにして作ってあるそうですけど。

○委員：分かりました。

○議長：何か売上げしている？

○事務局：こちらはそこまでの話は出ていない。

○委員：出荷まではされていないです。

○議長：今のところない。

○委員：実際のところは。

○議長：よろしいですかね。ほかに何かございませんか。

ですから、菜園という形で当面は手に入れるという形になりますので、一応、営農計画でぴしゃつとした形を出していただいています。それも見させていただいておりますので、よろしゅうございましょうか。御意見ございませんか。

(なし)

○議長：それでは、採決を行いたいと思います。

本案を農地法第3条第2項の各号に該当しないとし、原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長：ありがとうございます。異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することといたします。

それでは、4番に移ります。

4番につきましては、□□番委員であります□□議員さんに説明方よろしくをお願いします。

○委員：番号4、譲受人、住所氏名、筑紫野市□□、□□。譲渡人、住所氏名、□□、□□。申請地の表示、□□。畑122平米。異動の内容、申請理由は、相手方の要望。契約内容、贈与です。

□□さんが高齢者のために畑を作れないということで、今まで一緒に作っていたらしいんですけども、高齢のために作れないので贈与したいという話があって提案されております。

以上です。

○議長：ありがとうございます。

○委員：14ページで古池のすぐ下になります。□□さんが今まで作ってやっけていて、今後作れないということで、贈与したいということで話が出ております。

以上です。

○議長：事務局より補足がありましたらお願いします。

○事務局：今、□□委員さんからもお話がありましたように、□□さんは現在□□歳ということでかなり高齢です。一応、以前から□□さんのほうに作ってもらったりとかしてて、過去の分でも、字図を見てもらったら分かると思うんですけど、□□か□□だったと思うんですが、そちらのほうも、以前、農業委員会にかかっていたと思います。そちらの買われる方が今回も大橋さんから買って農業をしたいということで、贈与を受けるという形になっています。一応、こちらについても営農計画書をつけていただいて、11品目の作物を作るということで計画書が出されております。

以上です。

○議長：ありがとうございます。

それでは、本件に対する質疑、意見のある方、お願いいたします。

ございませんか。

(なし)

○議長：ありませんようですので、採決を行います。

本案を農地法第3条第2項の各号に該当しないとし、原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長：ありがとうございます。異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することといたします。

それでは、5番に移ります。

5番について、地区担当委員であります□□委員さん、説明方よろしく申し上げます。

○委員：5番の説明をさせていただきます。譲受人、住所氏名、太宰府市□□、□□さん。譲渡人、住所氏名、筑紫野市□□、□□さん。申請地の表示、□□、外1筆。地積平米数は、田333、畑56、合計389平米。異動内容、申請理由、相手方要望。契約内容は売買となっております。

位置図につきましては、16ページをお開きください。□□よりずっと川沿いを上っていきます

と□□という橋がありますけれども、橋を渡りまして、□□の圃場整備の一番端のレーンになりますが、角地ですかね。

17ページをお開きください。□□というのが□□さんが住まれていたおうちなんですけど、現在は空き家になっておりましたのを□□さんが買われて、周囲にあります□□の田と□□の畑を買われて住まれるそうなんです。買って野菜を作りたいということで申請がなされておりますので、御審議をお願いいたします。

○議長：それでは、事務局より補足がありましたらお願いします。

○事務局：こちらの方についても営農計画書がついております。

あと、この方は、作った作物を市内の飲食店のほうに買ってもらっているということで、一応、お店からの購入証明書という形でつけて、今回申請がなされております。

以上です。

○議長：ありがとうございます。

それでは、本件について質疑、意見のある方、お願いいたします。

続けて3件、同じような感じのやつが出てまいりまして、今回の分は直売をされているということですね。よろしゅうございますか。

(なし)

○議長：それでは、採決を行います。

本案を農地法第3条第2項の各号に該当しないとし、原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長：ありがとうございます。異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することといたします。

それでは、18ページをお開けください。

議案第45号、農地法第5条の規定による農地の転用許可申請に関する件を議題といたします。

2件ありまして、1番から行きたいと思います。

1番につきまして、地区担当委員であります□□委員さん、説明方よろしくをお願いいたします。

○委員：まず、1番、譲受人、住所氏名、筑紫野市□□、□□。譲渡人、住所氏名、筑紫野市□□、□□。申請地の表示、□□。地目が田で、地積が323平米。申請内容は、転用目的として自己住宅。契約内容は贈与。構造規模は木造二階建て。工事期間は令和6年5月1日から令和7年2月28日。審議事項としまして、農地区分が第三種。資金の内訳は、借入金100%。建蔽率は26.65%。開発許可は県の開発許可に該当するということです。用排水処理は承諾書添付。都市計画区域としては市街化調整区域になります。

場所が市街化調整区域にありまして、次のページ、19ページに場所の位置図があります。縦に□□、真ん中下ぐらいに□□があります。地図的には、□□の□□というところの□□の隣、西側にあります。これのすぐ隣に□□という地元の□□があります。その左側、場所的には□□のちょっと下側になるんですけれども、そこの囲ってあるところが申請地になっております。

字図的には、その下、20ページにあります。□□が申請地なんですけれども、隣の□□というのが前の位置図にありますように家が建っております。ここが□□さん、今回の申請者のお父さんの土地になります。そのお父さんというのは、先ほどありました譲渡人の□□さんの□□さんになる方になります。その□□さんからいいますと、□□さんが家を建ててある隣の土地、現況が市街化調整の田なんですけれども、そこを譲ってもらって、□□さんからいうと□□さんですね、□□さんの家を建てるということで今回の申請になっております。

何でそうなったかという、こちらが調整なんで、第三種なんで農地としては一番開発しやすい、□□も近くにありますのでそういう申請がしやすいところにはなるんですけれども、一応、調整地区なんで県の許可まで最終的にいる、5条申請ですのでありますけれども。こちらの□□さんは□□で□□をしてありまして、□□。今は□□に住んであるんですけれども、今言ったように隣がお父さんですし、この□□さんという方の実家としては、今、□□さんが□□さんと同じ□□に住んであります。ですので、近隣に実家とか里があり何かあるときは見てもらえる可能性が高いということで、基本的に分家住宅で建てたいという申請が上がっております。

今言った体の事情もありまして、調整の農地としてそこしか市街化はないんで、対象地として今言った隣が空いているんで、入れてもらって建てたいということで申請が上がっています。

以上、そういう形で申請理由は上がっていますので、審議いただきたいと思っておりますけれども。

○議長：ありがとうございました。

それでは、事務局より補足がありましたらお願いします。

○事務局：特段ございません。

○議長：それでは、本件に対する質疑、意見のある方、お願いいたします。

分家住宅にはならないんですね。

○委員：農家の分かれ家みたいにはなると思います。一応、□□ですので、その辺もつながりの条件はあると思うんですよね。最終的には県のほうが判断するとは思いますが。

○議長：ほかにございませんか。

(なし)

○議長：それでは、意見もございませんようですので、採決を行いたいと思っております。

本案を農地法第5条第2項の各号に該当しないとし、原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長：ありがとうございます。異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することといたします。

それでは、2番に移ります。2番は私のほうから説明させていただきます。

譲受人、春日市□□、□□。譲渡人、筑紫野市□□、□□。申請地の表示は□□。地積、田の319平米です。転用目的は、自己住宅を建てられるということで、契約内容は売買です。構造規模は木造の二階建て。工事期間は、平成6年の3月10日から6年の6月30日までに建てるということでございます。用途区分につきましては、隣に□□もございまして、農地の区分は第二種になります。

資金の内訳、借入100%。それから、建蔽率21.29。□□は、□□は不要でございます。

用排水の処理は、実は、ここは以前に3軒平屋建ての家が行政の開発によってできまして、その1区画残っていた分を今回上げられている分でございます。承諾書を一応つけてはいただいておりますが、水は全然使わないような場所になっておりましたし問題はございません。

それから、都市計画地域は区域外になります。

地図は21ページですね。これ見ていただきますと分かると思うんですが、□□の右側にある斜めに上っているのが□□です。現在、県道になっていると思いますが、場所はその手前の四角で囲った部分になります。その手前の部分が□□。それは矢印がついておりますので分かると思いますが、□□から□□と□□があるというような状況です。

そして、その□□から家が3軒ほど並んで、その上側に□□がございます。用水路があり、道路があり、そして、右側のほうには□□ないしは□□の工場等もございます。字図を見ていただきますと分かるんですが、隣の□□は□□が、現在、□□として利用されています。

それから、その上の□□、これが先般許可いただきました3軒ほど家を建てられております。同じ持ち主の方がここに残されていたのを今回売られるということで、その右側に、斜め左に上がって上に伸びている分は農道です。その横が水路になります。この農道もセットバックして広がっておりますので問題はないと思います。そういう形でございます。よろしく申し上げます。

では、事務局より補足がありましたらお願いします。

○事務局：特段ございません。

○議長：この件につきまして質疑、意見のある方、お願いいたします。

(なし)

○議長：ございませんようですので、採決を行います。

本案を農地法第5条第2項の各号に該当しないとし、原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長：ありがとうございます。異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することといたします。

それでは、23ページをお開けください。

議案第46号、非農地証明願に関する件を議題といたします。

1番について、地区担当委員であります□□番委員、□□委員さん、よろしくお願いいたします。

○委員：それでは、説明させていただきます。申請人、筑紫野市□□ですが、これは□□です。□□です。□□。申請地の表示、□□。地積が、畑の94平米。申請内容は、ここに書いてありますように、昭和56年から敷地の一部として納屋を建築し利用しているため、現況は宅地となっております。これは、昭和54年の6月に相続をいただいて、その後に宅地と畑を分筆して、宅地が396平米、田畑が94平米に分筆をされております。

それで、ここに書いてありますように、昭和56年から小屋を新築して、その当時から宅地並み課税となっているところでございます。

場所については24ページです。次のページですが、□□の前がずっと□□が通っています。手前側の□□が□□です。その途中から右に上がっていったところで、字図は25ページ。この□□が94平米、左の□□の宅地が396平米あって、ちょうどこの網かけの部分と白線の部分で、その真ん中ぐらいに納屋が建てられております。ここの三角地の分については、建築当時からブロックでずっと囲まれて、中はコンクリートブロックをされてあります。そういうことで最初から、昭和56年の前ですね、その当時から、家を建てたときから宅地並み課税ということになっております。

以上でございます。

○議長：ありがとうございました。

それでは、事務局より補足がありましたらお願いします。

○事務局：特にございません。

○議長：それでは、別々にしたほうがいいですね。

採決を行います。

本案を原案のとおり可決することに御異議のない方は、挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長：ありがとうございます。異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することといたします。

それでは、2番に行きます。

2番につきまして、地区担当委員であります□□番委員、□□委員さん、よろしくお願ひいたします。

○委員：番号2、申請人、住所氏名、佐賀市□□、□□。申請地の表示、□□。田158平米。申請内容は、当該地は平成12年より山林分譲地の土砂が搬入されたため、現状は雑種地となっております。23年間ぐらい雑種地になって耕作されていませんので、市のほうから申請の要請があったということで、今回申請をされております。

以上です。

○議長：ありがとうございました。

事務局より補足がありましたらお願いします。

○事務局：窓口で申請の方が相談に来られたときに、現地のほうは荒廃していて農地として使える状態じゃないということで、そういう取扱いで非農地の相談を受けていた案件でございます。一応、現地を見させていただいて、土砂とかが搬入されている状態で使えるような状態でないということと、そういう状況を確認した上で申請を出していただいた経緯がございます。

以上です。

○議長：それでは、本件に対する質疑、意見のある方、お願ひいたします。

(なし)

○議長：ございませんようですので、採決を行います。

本案を原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願ひいたします。

(賛成者挙手)

○議長：ありがとうございます。異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することといたします。

それでは、3番に行きます。

3番につきまして、地区担当委員であります□□番委員、□□委員さん、よろしくお願ひいたします。

○委員：申請人、住所、佐賀県鳥栖市□□、□□。申請地の表示、□□。地積、田1,229。耕作放棄を平成15年からしてありまして、今、雑種地になっております。それと、山の土手や何か壊れたということで、田んぼにはならないということで見に行きましたら、これは駄目かなと思って返還をさせてもらいました。

以上です。

○議長：それでは、事務局より補足がありましたらお願いします。

○事務局：地図が28ページと29ページにありますけれども、28ページの位置図、左端の字図と囲われているところに今回の申請地がございます。図面でいう上側に2筆ほどの土地がありますけ

れども、そこよりも29ページの地図見てもらったら、申請地と挟んで水路があるんですが、こことの高低差が結構あって□□は低い状態になっています。そこまで入れる状態じゃないということと、近隣の山林化しているところもあって非農地として判断せざるを得ないかなということで、現地調査をさせていただいたところです。

以上です。

○議長：ありがとうございます。

それでは、本件に対する質疑、意見のある方、お願いいたします。

(なし)

○議長：よろしいですかね。

それでは、採決に移ります。

本案を原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長：ありがとうございます。異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することといたします。

それでは、農政議案に移りますのでページをお開けください。28ページの先です。

農政議案第29号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地の所有権移転に関する件を議題といたします。

農政担当者の説明方よろしくをお願いいたします。

○農政担当：それでは、読み上げて説明させていただきます。

番号1、所有権移転を受ける者、□□。住所、□□。所有権移転をする者、□□、□□。住所、福岡市中央区□□。所在地、□□。地番、□□。登記地目、田。現況地目、田。台帳面積、1,849平米。農振区分、農用地。法律関係、売買。利用目的、田として。所有権の移転時期、令和6年2月26日。対価の支払時期、令和6年2月26日。引渡しの時期、令和6年2月26日。件数としましては、売買が1件、計1件。筆数としましては、売買が1筆、計1筆。面積の合計は1,849平米となっております。こちらは、11月にあっせん申出がありました中間管理機構を通して売買を行うものです。□□氏への所有権移転をもちまして手続完了となります。

以上、御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長：ありがとうございます。

それでは、本件に対する質疑、意見のある方、お願いいたします。

(なし)

○議長：ございませんようですので、お諮りいたします。

本件は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件に該当するので、原案のとおり可決

することに御異議のない方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長：ありがとうございます。異議なしと認めます。よって、本件のとおり決定することといたします。

それでは、その次のページ、2ページ先をお願いいたします。同じように農政議案の第30号に移ります。

農政議案第30号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用権設定に関する件を議題といたします。

農政担当者より説明をお願いいたします。

○農政担当：こちらを読み上げて説明させていただきます。

番号6-02-001、貸付者氏名、□□。貸付者住所、□□。借受人氏名、□□。借受人住所、□□。所在地、萩原。地番、□□。地目、田。面積、345平米。利用権の種類、使用貸借。利用権の内容、水田。開始の時期、令和6年2月11日。終了の時期、令和8年11月10日。期間、3年。備考、新規。以下につきましては、記載のとおりでございます。お読み取りください。

件数につきましては、新規が3件の合計3件。筆数につきましては、新規が9筆の合計9筆。面積につきましては、合計9,420平米となっております。

以上、御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長：ありがとうございます。

それでは、本件に対する質疑、意見のある方、お願いいたします。

(なし)

○議長：ございませんようですので、お諮りいたします。

本件は農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件に該当するので、原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長：ありがとうございます。異議なしと認めます。よって、本件のとおり決定することといたします。

続いては、農政議案、同じく31号に移ります。

農政議案第31号、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画(案)に関する意見照会の件を議題といたします。

計画の内容について、農政担当者の説明をお願いいたします。

○農政担当：こちらを読み上げて説明させていただきます。

番号6-02-101。貸付者氏名、□□、□□。貸付者住所、福岡市中央区□□。借受人氏名、

坂井聡一。借受人住所、□□。所在地、□□。地番、□□。地目、田。面積、985平米。農振区分、農用地。利用権の種類、賃貸借。利用権の内容、花き。開始の時期、令和6年3月1日。終了の時期、令和9年4月30日。期間、3年。10アール当たりの賃借料、3万円。備考、新規、中間管理機構1,969平米のうち985平米。件数としましては、新規が1件の合計1件。筆数としましては、新規1筆の合計1筆。面積としましては、合計が985平米となっております。

以上、御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長：それでは、本件に対する質疑、意見のある方、お願いいたします。

よろしいですかね。ありましたら、どうぞ、いいですよ、遠慮しないで。よろしいですかね。

(なし)

○議長：それでは、ございませんようですので、お諮りいたします。

本件について御意見なしと認めることに御異議のない方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長：ありがとうございます。御意見なしと認めます。

それでは、ただいま定例会の議事は全て終了いたしました。

以上をもちまして、令和6年第2回筑紫野市農業委員会定例会を閉会いたします。お疲れさまでございました。